

こんにちは赤ちゃん事業実施ガイド

—先進事例集—

平成19年2月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

新生児・乳児のいる家庭をみると、母親は出産時の疲労に加えて、新たな育児負担により心身の変調を来たしやすく不安定な時期であるにもかかわらず、少子化と核家族化の進行により周囲からの支援を受けることが困難な状況にあることが少なくありません。支援が得られない状況に置かれている母親は、周囲から孤立し育児不安を抱えながらも子どもの世話に追われるため、このような状況は母親を追い詰め、産後うつ発症やひいては児童虐待の一因となることが指摘されています。

このため、厚生労働省では生後4か月までの新生児・乳児がいる家庭全てを訪問し、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境を図るための「生後4か月までの乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業。以下同じ。）」を創設しました。

各市町村においては、これまでも新生児の訪問指導等により家庭訪問が実施されているところですが、さらに本事業により生後4か月までの乳児がいる全ての家庭への訪問を実現していただくために、既に全戸訪問を実施している市町村にご協力いただき、今般「こんにちは赤ちゃん事業実施ガイドー先進事例集ー」を作成しました。これを参考に、各市町村の実情に応じた事業が全国で実施されることを期待しております。

なお、事業の実施に当たっては「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施について（案）」も合わせて必ずお読み下さい。

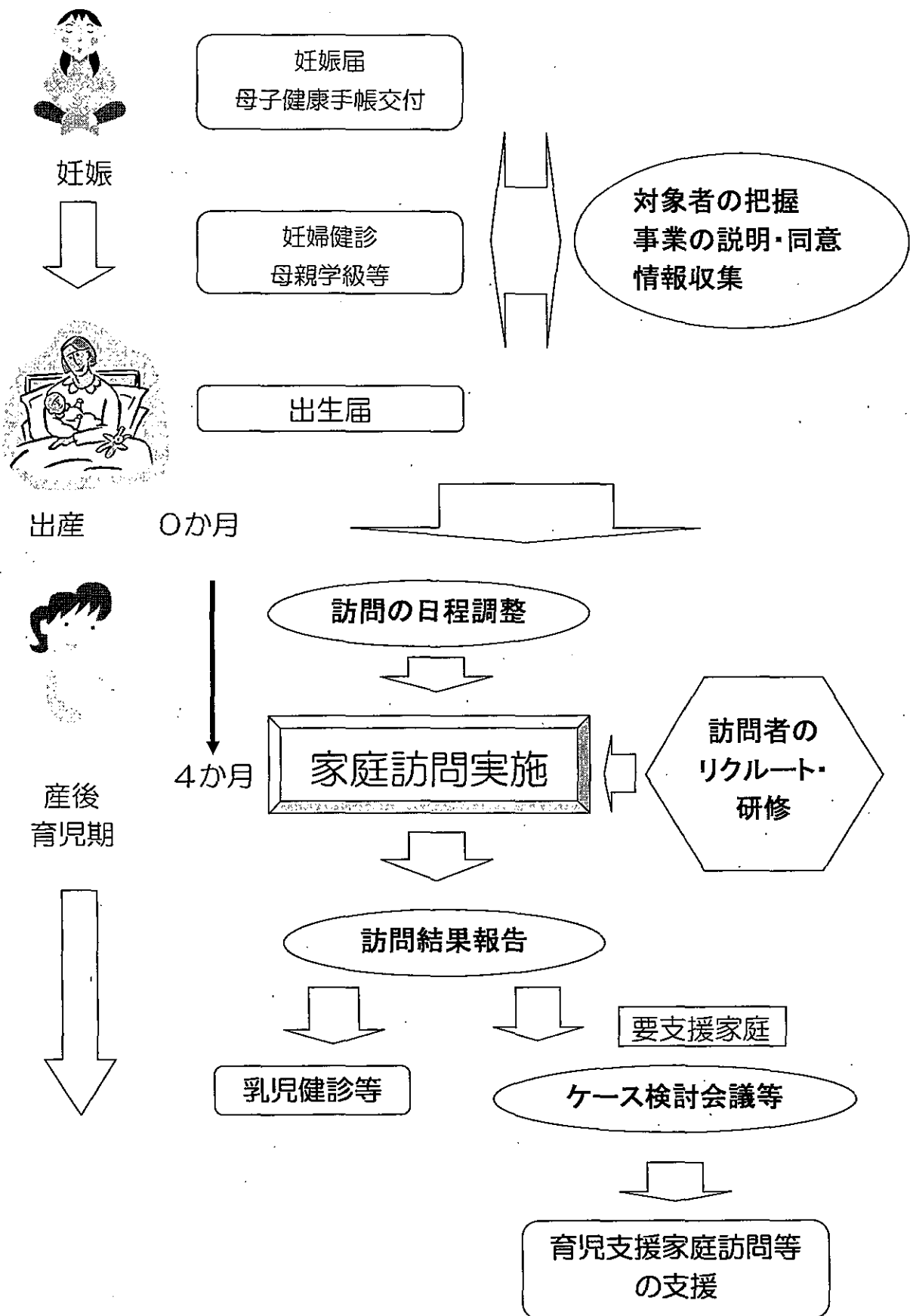
平成19年2月

目 次

1. 事業の概要	1
2. 対象家庭と実施計画	3
3. 事業の周知	4
4. 個人情報保護と訪問の同意	4
5. 訪問時期	6
6. 訪問者のリクルート	6
7. 訪問者の研修	7
8. 訪問時に提供する書類等	9
9. 訪問の内容	10
10. リスクアセスメント	12
11. 訪問結果のとりまとめ	14
12. その他	15
参 考 資 料	16

1. 事業の概要

- この事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的としていること。
- 全戸訪問を実現するためには、その趣旨を住民に広く周知するとともに、対象者には妊娠届・母子健康手帳交付の際や妊婦健診、出生届の際等を活用して周知を図り、事前に訪問日時の同意を得るなど事前の取組が重要であること。
- また、より有効な事業とするためには、訪問内容について精査し、訪問者の採用方法及び研修について具体的に取り決め、訪問の質を一定に保つよう努めることが重要であること。
- 訪問結果については、市町村の担当部署に報告し、保健師等の専門職を中心にアセスメントを行い、必要に応じてケース検討会議を開催し、支援が必要な家庭に対して育児支援家庭訪問事業等による継続支援を行うことにより、母親の育児疲れや育児不安等を軽減し、児童虐待の防止や子どもの健全な育成を図ること。



2. 対象家庭と実施計画

- 対象家庭は、生後4か月までの乳児のいる家庭全てとすること。
- 対象家庭は、妊娠届（母子健康手帳交付時）や出生届の際に把握すること。
- 対象家庭への訪問実績が100%となるよう実施計画を策定すること。ただし、事業を開始した年度内にこうした目的を達成する体制整備が困難な場合は、平成21年度までに段階的に実施することも差し支えないこと。
- 既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動との役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

役割分担の例示

【新生児訪問指導では要支援家庭をカバーし、こんにちは赤ちゃん事業ではそれ以外を訪問】

《要支援家庭と考えられる対象》

- ・ 母体が心疾患、腎疾患、糖尿病、精神疾患等重大な基礎疾患を有する場合
- ・ 若年出産の場合
- ・ 多胎出産の場合
- ・ 対象乳児のきょうだいへの虐待により児童相談所や市町村が関与している家庭の場合
- ・ 一人親家庭の場合
- ・ 出産前後で転入した場合
- ・ その他要支援家庭として市町村が把握している場合 等

【埼玉県鶴ヶ島市の場合】

- 新生児訪問指導→母子保健推進員（助産師看護師有資格者）が実施
第1子全て、及び第2子以降の希望者とハイリスクケース
- 育児支援家庭訪問事業（平成18年度）→こども支援室育児支援家庭訪問員（心理士、保育士資格保持者）
新生児訪問指導対象者以外の第2子以降

3. 事業の周知

- 広報誌、ホームページ等により事業の実施を広報すること。
- 母子健康手帳交付時や出生届の際に事業の実施に関する文書を手渡し、説明する等により周知を図り理解を得ること。
- 妊婦健診、母親教室等において、本事業の周知を図ること。
- 産科医療機関等に対し事業の実施について説明し理解を得るとともに、要支援家庭や出産後の長期入院等に関する情報提供の協力を得ること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子健康手帳交付時に常勤保健師等が妊婦と面接し、出産後、母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明している。

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 母子健康手帳の中に事業の案内のリーフレットを挿入
- 新聞や広報等で周知

4. 個人情報保護と訪問の同意

- 訪問者の守秘義務について市町村の事業実施要綱で規定を定めたり、採用に当たっては市長の委嘱を行い守秘義務を課すなどして個人情報保護に努めること。
- 母子健康手帳交付時や出生届の際等に、事業の実施について対象者に説明し同意を得ること。
- 訪問記録等の取扱及び管理方法について取り決めること。
- 訪問の際、訪問者は写真入りの身分証を提示するなどして身分を明らかにすること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子健康手帳交付時に常勤保健師が妊婦本人に母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明し、承諾を得ている。
- 出生届の際、再度事業の実施を説明した上で、「母子保健推進員訪問カード」の表面に父母本人が氏名、住所、電話番号、対象児の生年月日、名前、出生体重、性別、出生順、里帰り出産をした場合の母子の帰宅予定日、自宅までの地図を記入している。
- 上記「母子保健推進員訪問カード」をヘルスステーション（保健センター）で集約し、保健師が各地域の母子保健推進員に手渡し、母子保健推進員は訪問終了後、訪問結果を同カードに記録し、保健師に報告する際に提出している。
- 母子保健推進員は、訪問の際、市が発行した顔写真入りの身分証を首から下げ、市から委嘱を受けている者、本人であることを示している。

【埼玉県蓮田市（愛育班員が訪問）の場合】

- 愛育会の連絡員以上の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱し、守秘義務を課している。
- 妊娠届出の際、母子保健推進員の訪問同意書を手渡し、同意した場合に訪問を実施している。
- 訪問の際、「母子保健推進員証」を携帯している。

5. 訪問時期

- 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間とするが、対象家庭の事情を最優先するとともに、状況に応じて適切な時期を決定すること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子の1か月健診の結果が聞ける、新生児訪問（希望者及びハイリスク対象に別途生後40日以内に助産師が実施）後の状況を確認できる、子どもがいる生活に母親が少し慣れてくる等の理由から、生後2か月頃に実施している。

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 新生児訪問指導であるため、生後28日以内に1回としているが、生後28日を経過して出生連絡票の提出があった者や、養育上必要がある者等は生後28日以降に実施している。

【埼玉県鶴ヶ島市（母子保健推進員（助産師看護師有資格者）と育児支援家庭訪問員（市指定）が訪問）の場合】

- 第1子 —— 生後2か月頃（保健師が実施）
- 第2子以降 — 生後4か月まで（育児支援家庭訪問員が実施）

6. 訪問者のリクルート

- 訪問者は、地域の実情に応じて保健師、助産師、看護師の他、母子保健推進員、児童委員、母親クラブ、愛育班員、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し登用すること。

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 保健師・助産師を非常勤で約70名採用。
- 広報等で採用募集を行い、職歴、訪問の経験、地域の実情の理解等について面接を実施し、採用の可否を決定している。
- 医療機関の助産師等が地域や家庭を知るために応募してくることも多い。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が実施）の場合】

- 市長が委嘱。公募はしておらず、地域からの推薦及び任期を終える者が後任を推薦する等により決定。
- 30～70歳の育児経験のある女性30名で構成している。
- 3年任期、任期更新し、上限の70歳まで続ける場合が多い。

【埼玉県蓮田市（愛育班員が実施）の場合】

- 愛育会の役員すべてを市の母子保健推進員として市長が委嘱しており、平成18年度に母子保健推進員として委嘱されている愛育班員は150名。任期は1年。
- 20～30歳台の子育て中の母親を中心に、地区ごとに愛育班員を選出している。親子で代々愛育班員として活動しているケースや、訪問が助けになった体験から今度は自分が訪問したいとの希望で愛育会班員となるケースが複数ある。

7. 訪問者の研修

- 受講者の職種、背景を踏まえた内容とすること。
- 研修内容の標準化を図り、また、後日参照できるよう研修用テキスト等を作成すること。
- 訪問の主な目的は、母親の訴えにじっくり耳を傾け話を聞くこと、情報提供することであることを明確に伝えること。特に、訪問に当たっては、個人の価値観、子育て観を押しつけないという内容を含むこと。
- 個人情報保護に関する内容を含むこと。

- 家庭訪問の実際を疑似体験するためにロールプレイングを取り入れる等研修方法を創意工夫すること。
- 可能な限り、実際の訪問に同行するなどを取り入れること。
- 訪問者同士が互いの体験を共有し、自己研鑽のための場を作ること。

【習志野市（母子保健推進員）の場合】

- 保健師がオリエンテーションを実施
- 保健師及び先輩母子保健推進員の家庭訪問への同行
- 保健師等と合同の研修会を年に数回開催、情報交換及び専門家の講義等を実施

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 地区担当保健師が実施要綱及び市が作成した「子育て支援マニュアル」に沿ってオリエンテーションを実施
- 「子育て支援マニュアル」の主な構成は以下のとおり
 - ・ 保健分野における子育て支援・児童虐待の早期発見と予防
 - ・ 各母子保健事業における観察ポイント（10. リスクアセスメントの項に記載）及び留意点
- 訪問の際は、個人的経験に基づく指導ではなく、市作成の「すくすくハンドブック」に沿った説明をすることや、守秘義務、訪問時のあいさつ、感染防止対策等の留意点について説明
- 常勤保健師の家庭訪問への同行を必ず実施
- 1～2か月に一度連絡会を開催、事例報告や情報交換等を実施
- 子どもと家族に関する様々なテーマ（例：「発達障害」、「虐待予防」等）で年に1回から数回研修会を実施。

8. 訪問時に提供する書類等

- 各市町村で実施している子育て支援プログラム（地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業、子育て支援センター事業）、児童館、保育所、育児支援家庭訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、その他）の案内等
- 乳幼児健診・予防接種の受診票
- 育児相談窓口の案内等

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 「すこやか習志野っ子（習志野市子育てファイル）」（市の子育て支援事業の内容、スケジュール、あかちゃんの発達、離乳食の進め方、歯の磨き方、乳幼児医療費助成、児童手当、予防接種予診票、4か月児健康相談等の案内）
- 喫煙防止パンフレット

【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- 「ブックスタート事業」の案内（生後6か月時に「ブックスタート事業」を実施）
- 子育て支援センターの機関誌最新号、「子育てマップ」

【群馬県藤岡市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 産後アンケート（授乳方法、対象児が泣いたときの気持ち、対象児に対する家族の思い、心配なこと、相談したいことについての記述式アンケート、訪問時母親がその場で記入）
- 「3か月児健康診査のおすすめ」

9. 訪問の内容

- 訪問者の職種、背景に応じた訪問内容とすること。
- 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- 様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況、家族からの支援状況、養育環境等を把握し助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけること。
- 母子健康手帳任意記載部分や、各地域において作成している子育て支援に関するハンドブック、パンフレット等を活用し、母親が訴えた悩みや不安に関係する情報の提供や助言を行うこと。
- 訪問結果を記録する様式を作成し、訪問者は訪問結果を記録し、担当者に報告すること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 市で作成している「すこやか習志野っ子—習志野市子育てファイル」を持参し、市の子育て支援事業の紹介や乳児健診、予防接種の受診勧奨等を行う。
- 訪問時に「母子保健推進員訪問カード（参考資料参照）」を持参し、母親の生活状況や子どもの様子、支援の状況等を項目に沿って、母親に質問しながら、母親の訴えに耳を傾け、適宜アドバイスする。
- 訪問時間は30分～1時間程度。
- 母乳のトラブル等専門知識を要する質問については、保健師に相談するよう伝え、直接回答しないよう留意している。

【神戸市（保健師・助産師が実施）の場合】

- 母子健康手帳交付時に配布した「神戸っ子すくすくハンドブック」に沿って行う。
- 母親の妊娠時の状況、妊娠既往及び既往症、出産の経過及び状況を質問し、必要な助言・指導を行う。
- 児について、身長、体重、胸囲、頭囲の計測を行うとともに、発育・発達状況、栄養、育児状況、生活状況を質問し、必要な助言・指導を行う。
- 母の職業や家族関係等について質問し、必要な助言・指導を行う。
- その他、観察ポイント（リスクアセスメントの項参照）を念頭に置いて母親の悩みや不安等について耳を傾け、必要な助言・指導を行う。
- 訪問時間は1時間程度

【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

- 健康票に基づく母子の健康・育成状況の把握
- 母親への質問票、EPDS（エジンバラ産後うつ尺度）、子どもへの気持ち質問票を用い、妊娠出産時の状況、家族関係や子どもに対する気持ちなど、母親の精神面の把握
- （把握した情報を参考に）育児の悩み・不安・思い等に傾聴しながら健康・発育・育児環境に問題を有するケースに対する助言指導
- 市の子育て支援施策の説明と参加勧奨
- 予防接種他母子保健施策の説明と受診勧奨
- 訪問時間は1時間程度

10. リスクアセスメント

- 訪問の際、リスクアセスメントとして実施する子どもの様子や母親の言動、家庭の様子等についての観察は、研修時に周知徹底すること。
- リスクアセスメントの内容は、訪問者の職種、背景に合わせたものとする。
- 市町村担当保健師は、訪問結果を受けて総合的にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえてケース検討会議の開催等必要な措置を講じること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

「母子保健推進員訪問カード」に以下の項目を含め、母親に直接聞くとともに、訪問終了後カードに全て記録し、地区担当保健師に報告している。

- ・ 医療機関の産後（生後）1か月健診の受診状況とその際おかあさんが気になったこと
- ・ 訪問時のあかちゃんの様子（例：母乳をよく飲む元気な赤ちゃんだった）
- ・ 栄養（母乳・混合・ミルク）
- ・ 家族で喫煙する人、分煙の状況
- ・ おかあさんの身体と心の具合（妊娠中、出産後）
- ・ 産後の支援（例：実家に2か月帰っていた、1か月義母が手伝いに来てくれた等）
- ・ 訪問時のお母さんの様子（例：楽しそうに育児をしていた、ぐずることが多く疲れている様子等）
- ・ おかあさんの起床時間、就寝時間、朝食の摂取状況
- ・ 産後、健診以外での医療機関の受診状況
- ・ その他心配事、おかあさんから相談を受けたこと

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

下記の項目を保健師・助産師による訪問の際の観察ポイントとして「子育て支援マニュアル」の中で示し研修で伝え、訪問者はこれらを念頭に置いて訪問を実施しリスクアセスメントを行っている。

乳児の観察ポイント

- ・ 皮膚・頭皮が汚れている
- ・ おむつかぶれがある
- ・ 体重増加不良が認められる
- ・ 不自然なあざ、外傷がある
- ・ 発達の遅れ（乳幼児訪問の場合）

母親の観察ポイント

- ・ 育児上のストレスが高い。
- ・ 授乳しない、抱かない、視線を合わせない等、関わりが少ない。
- ・ 育児が楽しめない、いやな義務と思う。
- ・ 子どものことを「期待はずれ」等という。子どもについて否定的な表現をする。
- ・ 子どもが泣くと困る、落ち着かない、イライラする。
- ・ 自制心に欠ける（例、新生児に対して叩く、怒鳴る）。
- ・ 子どもの要求を無視する。
- ・ ささいなことを繰り返し質問する。
- ・ 訴えが多い。
- ・ 母子健康手帳への保護者の記載状況が少ない。
- ・ 子どもの発達段階を把握していない。
- ・ 子どもの扱いが乱暴
- ・ 極端な自己流育児・体罰の肯定
- ・ 子どもが泣いたりしたとき、その意味を汲み取ろうとしない。
- ・ つじつまのあわないことをいう。健診などの場と違う言動。
- ・ 精神疾患があり、入退院を繰り返している。精神的に不安定
- ・ アルコール臭がある。
- ・ 非虐待歴がある。
- ・ 子どもを見せたがらない。
- ・ 訪問を拒否する。

養育環境の観察ポイント

- ・ 安全な環境づくりが配慮されていない。
- ・ 寝具・衣類などが汚れている。不潔である。
- ・ 寒さ・暑さへの配慮がなされていない。
- ・ 家屋・家具の破損がある。
- ・ 子どものおもちゃ、衣類が準備されていない。
- ・ 経済的に困窮している。
- ・ 家族関係がうまくいっていない。
- ・ 育児を援助してくれる人がいない。
- ・ 近隣との付き合いがない。地域から孤立している。

11. 訪問結果のとりまとめ

- 訪問者は、あらかじめ作成された訪問記録票等に訪問結果を記載し、対象者や家庭の状況について気付いたことや気がかりなこと等があれば市町村担当保健師等に報告すること。
- 市町村担当保健師等は、訪問結果を受け継続して支援が必要な家庭か否かを判断すること。
- 必要な場合は関係者によるケース検討会議等を開催し、育児支援家庭訪問事業等提供する具体的なサービスの種類や内容について決定すること。

【千葉県習志野市（母子保健推進員が訪問）の場合】

- 母子保健推進員は、訪問結果について「母子保健推進員訪問カード」に記録し、地区担当保健師に直接提出するとともに、口頭でも報告する。
- 地区担当保健師は、母子保健推進員からの報告により継続支援が必要と判断した家庭については、後日電話連絡や家庭訪問を実施し、継続支援を行う。

【神戸市（保健師・助産師が訪問）の場合】

- 訪問者は、訪問終了後に訪問内容を記録し市に提出する。
- 担当保健師が記録を確認し、要支援家庭であった場合には、家庭訪問を実施し、継続支援を行う。

12. その他

- 訪問の同意が得られないケースについては、訪問時期に再度市町村担当保健師より電話等で訪問について説明し、意向を確認することとし、必要に応じ、本事業の実施に代えて新生児訪問指導の対象とする等適切な措置をとること。
- 訪問の調整をしても留守の場合には不在票を残し、後日再度訪問する等対応を取り決めること。
- 里帰り出産については、出生届の際等に帰宅予定時期を確認するとともに、新生児訪問指導と同様に、住所地以外で過ごす産婦については、現在地において訪問が適切に行われるよう市町村相互の連携を図るようにすること。
- 訪問先は対象家庭の居宅を基本とするが、対象乳児や母親が長期入院している場合等は医療機関との連携を図りながら保健師が訪問するなど対象の状況に応じて対応すること。

【三重県いなべ市（保健師が訪問）の場合】

○ これまでに拒否されたケースとその後の対応

- (1) 引っ越しが間近で忙しい
 - 市内の転居については引っ越し後に日時を決めて訪問する。
- (2) 3人目で勝手が分かっているので大丈夫
 - 事情を説明して再度訪問の依頼を行う（多くはこれを受け入れる）。それでも拒否された場合は、対象乳児の兄姉の多くが保育所に入所しているため、家庭の状況を担任保育士等に確認してからその後の対応を判断している。
- (3) 仕事に復帰しているので時間が取れない
 - 訪問の時間を、母親の平日の帰宅後や勤務の休日に設定する。

参 考 資 料

神戸市

人口（約）	150万
出生数（約）	12,000
事業開始年度	平成7年度から事業を拡大 平成17年度から全戸訪問
目的	新生児訪問指導
訪問者	嘱託保健師・助産師69名
訪問者のリクルート	市報等で公募
事業の周知	○母子健康手帳に事業の案内のリーフレットを挿入 ○新聞・広報誌等で周知
個人情報の取り扱いと訪問の同意	○保健師・助産師の守秘義務により個人情報保護は担保されている。 ○妊娠届の際に事業の説明を行い、出生後電話連絡にて訪問の同意と日程調整を行う。
訪問時期	生後2か月まで
提供情報・グッズ	○訪問時はなし。 ○妊娠届の際に配布した「神戸っ子すくすくハンドブック」に基づき情報提供
訪問者の研修	○地区担当保健師が実施要綱及び市が作成した「子育て支援マニュアル」に沿ってオリエンテーションを実施 ○「子育て支援マニュアル」の主な構成は以下のとおり ・保健分野における子育て支援・児童虐待の早期発見と予防 ・各母子保健事業における観察ポイント※及び留意点 ○訪問の際は、個人的経験に基づく指導ではなく、市作成の「すくすくハンドブック」に沿った説明をすることや、守秘義務、訪問時のあいさつ、感染防止対策等の留意点について説明 ○常勤保健師の家庭訪問への同行を必ず実施 ○1～2か月に一度連絡会を開催、事例報告や情報交換等を実施 ○子どもと家族に関する様々なテーマ（例：「発達障害」、「虐待予防」等）で年に1回から数回研修会を実施。
訪問内容	○母子健康手帳交付時に配布した「神戸っ子すくすくハンドブック」に沿って行う。 ○母親の妊娠時の状況、妊娠既往及び既往症、出産の経過及び状況を質問し、必要な助言・指導を行う。 ○児について、身長、体重、胸囲、頭囲の計測を行うとともに、発育・発達状況、栄養、育児状況、生活状況を質問し、必要な助言・指導を行う。 ○母の職業や家族関係等について質問し、必要な助言・指導を行う。 ○その他、観察ポイント（リスクアセスメントの項参照）を念頭に置いて母親の悩みや不安等について耳を傾け、必要な助言・指導を行う。

担当課	保健福祉局子育て支援部母子保健係
-----	------------------

千葉県習志野市

人口（約）	158,000
出生数（約）	1,300
事業開始年度	昭和44年度
目的	乳児の全戸訪問を行い、保護者の育児不安を軽減し、保健師による支援が必要な状況を把握することで早期に継続した支援を実施できるようにする。
訪問者	母子保健推進員 30 名
訪問時期	生後2 か月
事業の周知	母子健康手帳交付時に常勤保健師が妊婦と面接し、出産後、母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明している。
個人情報の取り扱いと訪問の同意	○母子健康手帳交付時に常勤助産師が妊婦本人に母子保健推進員による家庭訪問を実施していることを説明し、承諾を得ている。 ○出生届の際、再度事業の実施を説明した上で、「母子保健推進員訪問カード」の表面に父母本人が氏名、住所、電話番号、対象児の生年月日、名前、出生体重、性別、出生順、里帰り出産をした場合の母子の帰宅予定日、自宅までの地図を記入している。 ○上記「母子保健推進員訪問カード」を保健センターで集約し、保健師が各地域の母子保健推進員に手渡し、母子保健推進員は訪問終了後、訪問結果を同カードに記録し、保健師に報告する際に提出している。○母子保健推進員は、訪問の際、市が発行した顔写真入りの身分証を首から下げ、市から委嘱を受けている者、本人であることを示している。
訪問者のリクルート	○市町村が委嘱、公募はしておらず、任期を終える者が後任を推薦する。 ○30～70歳の子育て経験のある女性で構成されている。 ○任期は3年、任期更新し70歳まで続ける場合が多い。
訪問者の研修	○地区担当保健師がオリエンテーションを実施 ○常勤保健師と合同で年に数回事例検討や講師を招いての講演等開催
提供情報、グッズ	「すこやか習志野っ子」（市で作成した子育て支援に関する情報） （予防接種受診票、相談・健診・教室の案内、発達と発育のポイント、離乳食の進め方、あかちゃんの歯のお話、児童手当の案内等）

訪問内容	○市で作成している「すこやか習志野っ子—習志野市子育てファイル」を持参し、市の子育て支援事業の紹介や乳児健診、予防接種の受診勧奨等を行う。 ○訪問時に「母子保健推進員訪問カード（参考資料参照）」を持参し、母親の生活状況や子どもの様子、支援の状況等を項目に沿って、母親に質問しながら、母親の訴えに耳を傾け、適宜アドバイスする。 ○訪問時間は30分～1時間程度。 ○母乳のトラブル等専門知識を要する質問については、保健師に相談するよう伝え、直接回答しないよう留意している。
訪問結果のとりまとめ	○母子保健推進員は、訪問結果について「母子保健推進員訪問カード」に記録し、地区担当保健師に直接提出するとともに、口頭でも報告する。 ○地区担当保健師は、母子保健推進員からの報告により継続支援が必要と判断した家庭については、後日電話連絡や家庭訪問を実施し、継続支援を行う。
継続支援	地区担当保健師による家庭訪問等
その他	希望者、ハイリスク者に対して生後40日までに別途新生児訪問指導を実施
担当課	健康支援課

埼玉県鶴ヶ島市

人口（約）	70,000
出生数（約）	700
事業開始年度	平成18年度
目的	家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による育児・家事の援助等を実施することにより、当該家庭における安定した子どもの養育を可能とすること等を目的とする。 広く子育てに関する情報提供し、要支援家庭となることを予防する。主に保健センターの実施する第1子訪問は、母親の健康状態、育児状況、健診受診状況の把握及び育児不安への相談や助言をすることで母親の育児不安の軽減を図る。また、乳児のよりよい発育発達の支援を目的とする。
訪問者	第1子母子保健推進員2名、保健師 第2子以降嘱託職員4名（心理士、保育士有資格者）
訪問者のリクルート	第1子については、既存の新生児訪問。第2子以降については、既存の事業を見直し、子育てセンター嘱託員と育児支援家庭訪問員を本事業に登用
事業の周知	第1子については、広報折込掲載や妊娠届出時に周知している
個人情報の取り扱いと訪問の同意	第1子については、電話番号が分かる人には、事前に電話をして訪問の同意を得ている。 第2子以降は、予め訪問予定の世帯に文書を送付している。
訪問時期	第1子生後4か月まで 第2子以降、生後4か月まで
提供情報、グッズ	第1子訪問では、乳児相談や育児相談の案内、こどもの健康など冊子、児童館などの案内を配布。 第2子以降の訪問では「子育て支援ガイド」、児童館、子育てセンターなどの機関紙を配布。
訪問内容	○母親の健康状態、育児状況、健診受診状況の把握及び育児不安への相談や助言 ○児の発育・発達状況の観察等 ○相談事業の紹介 ○子育てに関する情報（相談窓口、児童館・公民館、子育てサークル、保育など）の情報提供
継続支援	保健師による個別支援
里帰り出産等への対応	第1子訪問においては、里帰り出産、長期入院の方の場合、不在票を置き、希望者は里帰り先の市区町村への訪問依頼や長期入院は退院後に連絡をもらい対応。
担当課	健康福祉部こども支援室、保健センター

埼玉県蓮田市

人口（約）	64,000
出生数（約）	540
事業開始年度	昭和32年から実施
目的	地域の母子保健の向上を図ることを目的としている。
訪問者	愛育班員150名 (母子保健推進員の委嘱を受けている)
訪問者のリクルート	子育て中の母親を中心に、地区ごとに愛育班員（役員）を選出している。多くは1年交代である。
事業の周知	妊娠届出時および乳幼児健診等
個人情報の取り扱いと訪問の同意	母子保健推進員として委嘱することにより、守秘義務を課している。
訪問時期	出生後間もなくから3か月頃 (5、7、9、11、2月を訪問実施月としている。)
提供情報グッズ	赤ちゃん（冊子）、愛育会紹介資料、愛育会行事案内等
訪問者の研修	年度当初に地区担当保健師が地区ごとに研修会を実施し、訪問についての具体的な説明を行っている。 その他に年数回、地区ごとに研修会を実施している。
訪問内容	妊娠中から満1歳になるまで、声かけ訪問を実施している。子育て経験を踏まえて、地域の母子保健事業や子育てに関する情報等を発信している。また、愛育会の行事案内も回覧し、参加を促している。
継続支援	母子保健推進員の訪問から、継続支援が必要と把握されたケースについては、地区担当保健師が対応している。妊娠届出時の情報から、ハイリスクと思われるケースについては、地区担当保健師が個別対応している。
里帰り出産等への対応	訪問の際に不在が続いた場合は、健康増進課で確認している。長期入院の場合は、地区担当保健師が対応している。
その他	妊娠中に3回、出生後2回同様の訪問を実施
担当課	健康増進課母子係

群馬県藤岡市

人口（約）	71,000
出生数（約）	560
事業開始年度	平成9年度
目的	妊産婦の不安を解消するため
訪問者	常勤保健師・嘱託助産師 健康推進員（154名） （任期2年）
訪問者の リクルート	保健師＝職員、助産師＝嘱託、 健康推進員＝概ね65歳以下で区長推薦、市長委嘱
事業の周知	市HP、子育て情報誌に掲載
個人情報の取り扱いと訪問の同意	訪問の際のアンケートはプライバシー保護のため、本人に回収用封筒に入れてもらい回収、出生連絡票ハガキについてはプライバシー保護シールの使い方を説明。訪問の同意については妊娠届時指導の時に同意を得る。健康推進員については、最初の研修会で個人情報の取扱いについて徹底させ、活動で知り得た情報も漏らさない様に指導している。
訪問時期	新生児期 その他、出産予定月の3か月前
提供情報、グッズ	母乳育児、タバコの害についてのパンフレット
訪問者の研修	委嘱後、すぐに全体研修実施
訪問内容	市より委嘱された健康推進員により母親の悩みや育児不安を早期に発見、対応できるよう妊娠中と出産後計2回訪問、妊産婦の不安や悩み、家族に関するアンケートを配布・回収し、3か月児健診の受診勧奨も行う。
継続支援	健康推進員の訪問の情報を活用し、保健師・助産師が継続訪問を実施。
里帰り出産等への対応	里帰り出産についても、他市町村と連絡をとりながら家庭訪問を実施している。
流産・死産等への配慮	子ども課では流産、死産について把握できないため、訪問して初めてわかる場合がある。そのような事例があった場合、以下のように対応するよう研修や訪問の手引き等で周知している。 「妊娠届の段階で連絡を受けているため、把握しておらず、申し訳ありませんでした」と話し、おかあさんが納得されない場合やトラブルになりそうな場合は子ども課に連絡する。
担当課	子ども課

三重県いなべ市

人口（約）	45,500
出生数（約）	400
事業開始年度	平成 15 年度 (町村合併時、合併前から一部町村で実施していたものを継承)
目的	産後の早期に母子の健康、育成及び育児環境の状況を把握し、健康問題を有するケースに対し専門職が適切な指導助言を行う。また、閉じこもり等母子の孤立化及び育児不安等により発生する児童虐待を予防する。
訪問者	常勤保健師
訪問者のリクルート	
事業の周知	妊娠届、出生届の際に説明
個人情報の取り扱いと訪問の同意	訪問者は常勤保健師のみで守秘義務があること。妊娠届、出生届の際に同意を得ている。
訪問時期	生後2～3月1回
提供情報・グッズ	○子育て支援センターの機関誌 ○子育てマップ ○ブックスタート事業の案内チラシ ○出生届の際に予防接種、乳児健診受診票（訪問時に内容説明と受診勧奨を実施）
訪問者の研修	
訪問内容	・健康票に基づく母子の健康・育成状況の把握 ・市の子育て支援施策の説明と参加勧奨 ・予防接種他母子保健施策の説明と受診勧奨（以上、全対象者） ・母親の質問票、EPDS及び子どもへの気持ち質問票を用いた母親のメンタル面の把握（平成18年10月より開始） ・健康・発育・育児環境に問題を有するケースに対する助言指導 また、虐待の1要因として認識しつつ後回しになっていた母親のメンタル面の支援を、医師会及び県保健所の協力の下、平成18年10月より追加いたしました。
継続支援	○保健師（必要な場合は栄養士）が継続して訪問 ○状態が改善されたり軽度であって本人が出向ける場合は、育児相談や子育て支援センター事業への参加時に経過を観察

その他	○生後6か月時の「ブックスタート事業」に参加しなかった家庭に子育て支援センター職員が本のプレゼントを持参して訪問 ○1歳を迎えた幼児を対象に「1歳おめでとう訪問事業」を実施、記念品の色紙に子どもの手形と足形をとり祝う。
担当課	福祉部健康推進課

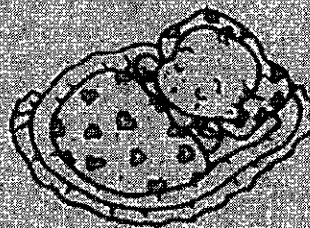
新 生 児 訪 問 の こ と

神戸市ではお母さんと赤ちゃんの健康を願うとともに、これからの子育てをお手伝いさせていただきたいと思っています。その第1歩として、新生児訪問指導事業をおこなっています。

出生後2か月までの全世帯の赤ちゃんとお母さんに対して、新生児訪問指導員又は区保健福祉部の保健師がご自宅を訪問し、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談をお受けいたします。

訪問期間 出生後約2か月以内

費 用 無 料



お 願 い お生まれになられましたら、お早めに出生連絡はがきをお出してください。

お問合せ先 須磨区保健福祉部健康福祉課子育て支援係
TEL 078(731)8080(子育て支援室番号)

注意!!

新生児訪問をよそおい、訪問セールスをおこなう業者もあるようです。

* 神戸市の新生児訪問指導員は、必ず身分証を携帯しています。

* 事前に訪問の日時等約束をおこなってから訪問しています。

* 「あれ?おかしいな、何かあやしいな」などと感じた時は必ず上記問合せ先に確認してください。

(習志野市)

母子保健推進員訪問カード



お誕生おめでとうございます。

習志野市では、あかちゃんが生後2か月になった頃、母子保健推進員がすべてのご家庭を訪問いたします。お伺いする時の参考にしますので、下記太枠線内にご記入の上、窓口に提出してください。
※この情報は習志野市の母子保健サービスに活用します。

記載日		年	月	日
住所 (アパート名も 記入してください) 連絡先	習志野市			
	連絡先(連絡のとれる番号を記入してください)			
	自宅の電話番号 — —			
	父親の携帯番号 — — 母親の携帯番号 — —			
ふりがな				
父 母 氏 名		父	母	
あかちゃんの名前・生年月日	ふりがな	男・女 年 月 日生		
生まれた時の体重	g	第 子		
里帰りした場合のみ記入	※母子保健推進員の訪問は生後2か月ごろになります。			
里 帰 り 先 住 所	都道府県 市郡 () 様方			
連絡先 母子の帰宅月日	連絡先 — 月 — 日 頃			
地図(最寄りの目標物から詳しく書いてください)				



保健師から母子保健推進員へ

／ 保健師 ()

訪問日	年 月 日	出生時体重 g
1か月健診(月 日) (体重 g) 受けた・受けない	何か気になることがありましたか はい [] いいえ	
訪問時のあかちゃんの様子 例)母乳をよく飲む元気なあかちゃんだった		
栄養 (母乳・混合・ミルク)	喫煙 吸わない 分煙 している 吸う 母・父・家族() していない	
おかあさんの 身体と心の具合	妊娠中	特に変わらない 貧血 血圧高め 尿蛋白陽性 尿糖陽性 むくみ その他 ()
	出産後	特に変わらない 貧血 血圧高め 尿蛋白陽性 尿糖陽性 むくみ 出血が続く 意味なく気分が落ち込む イライラする だるい その他 ()
産後の支援 例)・実家に2か月間帰っていた ・1か月間義母が手伝いに来てくれた		
訪問時のおかあさんの様子 例)・楽しそうに育児をしていた ・ぐずることが多く疲れている様子	起床時間 : 就寝時間 :	朝食 食べている (時 分頃) 食べていない
今まで健診以外で病院に行きましたか? (あかちゃん・おかあさん)	はい [] いいえ []	
その他心配事、おかあさんから相談を受けたこと		

母子保健推進員 ()

産後訪問（産婦・新生児への訪問）

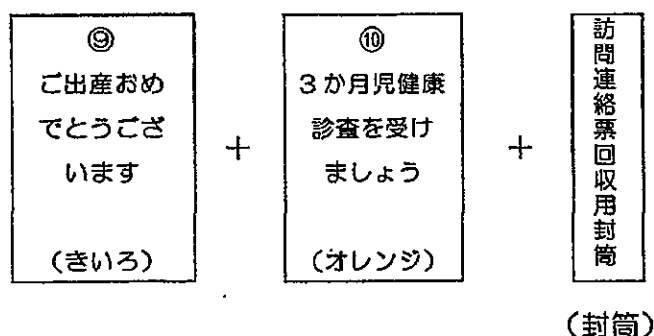
予定日が近い妊婦さんの出産状況を確認し、生まれていれば産後訪問を実施する。

（※生まれたかどうかの連絡は子ども課からはいきません。）

産後訪問は、産前に郵送された産後アンケート（きいろ ⑨）と3か月児健康診査のおすすめ（オレンジ ⑩）を使用します。

1. 産後アンケート（きいろ ⑨）に産婦さんの氏名が記入されていることを確認する。
2. 産後アンケート（きいろ ⑨）を産婦さんに手渡し、記入してもらう。
3. 記入してもらった産後アンケートは、産婦さん自身に訪問連絡票回収用封筒に入れてもらい、その封筒を回収する。
4. 3か月児健康診査のおすすめ（オレンジ ⑩）を産婦さんに手渡し、3か月児健康診査受診のお勧めをする。

〈訪問時持っていくもの〉

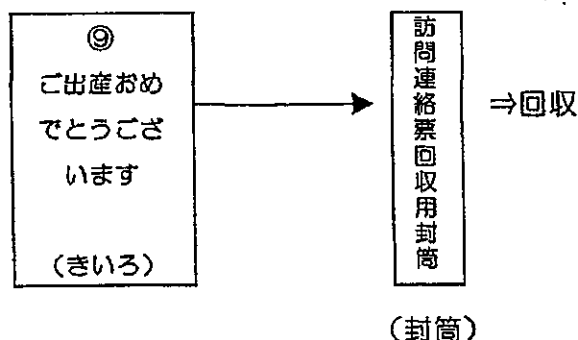


☆お願い☆

子ども課からは生まれたかどうかの連絡はいきませんので、出産予定日の1か月後位を目安に訪問してください。

ただし、里帰りをしている場合は里帰り先から戻ってきてからでかまいません。

〈訪問後回収するもの〉



その他の注意事項

☆不在の場合は、連絡票（ピンク ⑪）を活用して下さい。

☆活動報告書（しろ ⑩）には、連絡の取れない場合や訪問して気が付いた事など子ども課に伝えておきたいことがあれば記入してください（活動報告書は、毎月必ず書く必要はありません）。

例えば、何度訪問しても留守、引越、流産・死産、又妊産婦さんの様子（神経質・不安が強いなど）です。

☆訪問対象者は、妊娠届や出生届で把握された方ですが、それ以外で転入された方、その他必要があれば子ども課に相談してください。

☆訪問時、不明な点や緊急を要する問題が生じた場合は、子ども課まで連絡してください。

☆健康推進員は守秘義務がありますので、訪問で知り得た情報は絶対に外にはもらさないでください。

※妊娠届後、不幸にも流産・死産してしまうお母さんがいます。しかし、これらの届出は子ども課では確認できないため、健康推進員にも流産・死産についての連絡がいきません。もし、訪問時にこのような事例にあった場合には、以下のような対処をお願いします。



『妊娠届の段階で連絡を受けているため、把握しておらず、申し訳ありませんでした。』とお話してください。これで、お母さんが納得できないような場合やトラブルが起こりそうなときは子ども課まで連絡してください。

連絡先：藤岡市役所子ども課

Tel 22-1211（内線2271・2272）

※妊婦連絡票①から、妊婦氏名・出産予定日を記入しておきます。産後訪問は生れてから訪問し、その時にお母さんに記入してもらい、回収用封筒に入れて回収する。
(生まれたかどうかの連絡は子ども課からはありません。)

⑨

ご出産おめでとうございます

赤ちゃんも上手におっぱいを飲めるようになり、そろそろ落ち着いてきた頃ではないでしょうか？お母さんが安心して子育てをし、赤ちゃんが健やかに成長できるよう、保健師と健康推進員でお手伝いをしたいと思っています。みなさんが今思っていること等、気軽にお書き下さい。

★書き始めの言葉に続けて自由にお書き下さい。★★

1. 母乳は良く出ていますか？

はい

いいえ

ミルクを足している

ミルクのみ

2. 赤ちゃんが泣いたとき私は

3. 家族は赤ちゃんに対して

4. 何か心配なこと・相談したいことがありましたらお書き下さい。

お母さんの名前

出産予定日 平成 年 月 日

ふりがな
お子さんの名前

生年月日 平成 年 月 日

出生体重 ｇ

※健康推進員が妊娠中の訪問の際、お渡しした

「出生連絡票」というハガキはもう出して

いただけましたか？

記入年月日 平成 年 月 日

まだ出していない方は、早めにお出ください。



ご協力ありがとうございました。
藤岡市役所子ども課 保健師

※産後訪問時、⑨と一緒に持っていく、市の3か月健診を勧める。これは回収しません。

3か月児健康診査とBCG接種を受けましょう

生後3か月頃の赤ちゃんは身体がしっかりしてきて、動きも活発になってきます。藤岡市では3か月児を対象に健康診査とBCG接種を実施しています。赤ちゃんの発育の状態をみたり、育児相談をしています。

また、これから受ける予防接種について説明し、予防票をお渡ししています。(医療機関ではお渡ししていません)

医療機関で健康診査をお受けになる予定の方も必ずお越し下さい。

☆ 詳しい日程は、健康診査票・BCG予防票とともに個別郵送いたします。また、毎月15日号の広報をご覧ください。(1時間くらいで終了する予定です。)

☆ 場所は、保健センター(市役所敷地内)です。

◇◆予約は必要ありません◆◇

